

唐津市

いじめ防止基本方針

平成30年4月
(令和5年4月 改定)

唐津市教育委員会

目 次

I 唐津市いじめ防止基本方針の策定	1
1 いじめの定義	
2 策定の意義	
3 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	
II いじめの防止等のための組織	2
1 法第14条第1項に規定する市のいじめ問題対策連絡協議会	
2 唐津市いじめ等問題対策委員会	
3 学校いじめ防止対策委員会	
III いじめの防止等のための市の取組	3
1 学校の取組への指導・支援	
(1) 学校いじめ防止基本方針	
(2) 教職員の研修等	
① いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進	
② いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用	
(3) いじめの未然防止	
① 道徳教育・人権教育の改善・充実	
② 児童生徒の自主的な取組への支援	4
③ いじめ防止強化月間の設定	
④ インターネットを通じて行われるいじめの防止	
⑤ よりよい学級集団づくりのための取組	
⑥ 児童生徒の自己肯定感を高めるための地域との連携	
⑦ 就学前の取組	
(4) いじめの早期発見・早期対応	
① 相談体制の拡充	
② 実態把握の改善	5
③ いじめに対する措置への指導・支援	
(5) いじめの再発防止	
① 「いじめの解消」の周知徹底	
② いじめからの立直り支援	
(6) いじめ問題における学校評価の活用	
2 警察との連携	6
(1) 少年相談活動の体制整備等	
(2) スクールサポーターの派遣	
(3) 被害児童生徒の保護対策	

- (4) 唐津市学校・警察相互連絡制度
- (5) 教育委員会と学校・警察による連絡会
- 3 家庭・地域の取組への支援
 - (1) 相談窓口等の周知
 - (2) 情報モラルの啓発
 - (3) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発
 - (4) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築 7
 - (5) 地域における子育て支援の充実
 - (6) 家庭・地域の学校運営への参画
- 4 県教育委員会との連携及び取組

IV 重大事態への対処

- 1 教育委員会又は学校による調査
 - (1) 重大事態の発生及び調査
 - ① 重大事態の報告
 - ② 調査の趣旨 8
 - ③ 調査主体
 - ④ 調査の実施
 - ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施
- 2 調査結果の提供及び報告
 - (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
 - (2) 調査結果の報告等 9
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査
- 4 再調査の結果を踏まえた措置等

V 施策等の点検・評価及び基本方針の見直し

- 1 施策等の点検・評価
- 2 基本方針の見直し 10

I 唐津市いじめ防止基本方針の策定

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

このため、唐津市では、平成19年度から「いじめ対応マニュアル」を全小中学校、全家庭に配布、平成22年度からよりよい学級集団づくりのためのアンケートを全小中学校で実施するとともに、平成25年8月には「唐津市いじめ等問題行動対策委員会」を設置し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んできたところである。

そのような中、平成25年9月28日には法が施行された。そこで、唐津市では、法第11条に規定するいじめ防止基本方針（以下「国基本方針」という。）、さらに佐賀県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）を参酌し、さらなるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第12条の規定に基づき、唐津市いじめ防止基本方針（以下「唐津市基本方針」という。）を策定する。

3 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ・ すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行うこと。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにすること。
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

Ⅱ いじめの防止等のための組織

市は、法の規定に基づく以下に掲げる組織を市又は学校に設置することとし、各組織の適切な運用及び連携の強化を図ることで、唐津市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策がより実効的なものとなるよう努める。

1 法第14条第1項に規定する市のいじめ問題対策連絡協議会

法第14条第1項において、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとしている。市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、「唐津市青少年問題協議会」を設置しており、市の附属機関として、青少年問題全般に関する総合的施策の確立のために必要な事項を調査審議するとともに、その適切な実施を期するために関係行政機関相互の連絡調整を図っている。

そこで、いじめ問題を青少年問題の一環として捉え、この「唐津市青少年問題協議会」において、関係機関・団体との連携を図り、情報の共有化に努めることとする。

2 唐津市いじめ等問題対策委員会

各学校において、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）等が発生した場合、まず、市教育委員会は、学校いじめ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し対応する。

市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、各学校におけるいじめ問題に対応するための附属機関として、唐津市いじめ等問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会の委員は、公平性・中立性を確保するため、学識経験者、学校に在籍する児童生徒の保護者、関係行政機関の職員とする。

対策委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 市教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための専門的知見に基づいて審議を行う。
- ・ 市教育委員会の諮問に応じ、各学校における法第24条に規定する事案について調査する。
- ・ 市教育委員会の諮問に応じ、各学校における重大事態について調査を行う。
- ・ 各学校におけるいじめに関する通報、相談等を受け、事実関係の確認及び調査、いじめの認定、建議その他いじめ問題の解決に関する事務を行う。

3 学校いじめ防止対策委員会

各学校は、学校の内外におけるいじめの防止等の措置を効果的に行うため、法第22条に基づく学校いじめ防止対策委員会（以下「学校委員会」という。）を設置する。

学校委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に関する協議を行う。
- ・ 当該学校で発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議等を行う。

なお、学校委員会の名称その他詳細については、各学校の設置要綱で定めるものとする。

Ⅲ いじめの防止等のための市の取組

1 学校の取組への指導・支援

学校は、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、校長のリーダーシップのもと、学校が定めるいじめ防止基本方針に基づき、学校委員会を中心として、いじめの防止等の対策を推進するものとする。

市は、いじめの防止等に向けた学校の主体的、組織的取組に対し、積極的に指導及び支援を行う。

(1) 学校いじめ防止基本方針

各学校は、法第13条の規定により、国基本方針、県基本方針及び唐津市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、自らの学校はいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、市は、各学校が全職員の共通理解のもと、学校基本方針に基づき、いじめ問題に対して意図的・計画的・組織的に対応できるよう、指導及び支援を行う。

学校基本方針の具体的な内容としては、10ページの別紙に掲げる骨子イメージが挙げられる。

(2) 教職員の研修等

① いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

いじめの防止等に向けた教職員の対応力の向上を図るため、県と連携して研究協議や演習等を取り入れた研修を実施する。

② いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用

いじめ対応マニュアルを全学校・全職員に配布するとともに、生徒指導主事研修会等において、教職員向けリーフレット「子どもたちのSOSが聞こえますか」など、いじめの防止等に関する資料を紹介し、これらの資料の効果的な活用を図る。

(3) いじめの未然防止

① 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、確かな人権感覚を身に付け、望ましい人間関係を構築させるため、学校教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。

また、いじめの未然防止につながる各学校の優れた取組を紹介する。

② 児童生徒の自主的な取組への支援

児童会活動や生徒会活動などにおいて、児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動が進められるよう、人権集会やいじめ撲滅宣言等、学校の取組を促すとともに、先進的な取組を紹介するなど、児童生徒の自主的な取組への支援を行う。

③ いじめ防止強化月間の設定

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定して、県と連携しながら、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行うとともに、先進的な取組を紹介する。

④ インターネットを通じて行われるいじめの防止

情報モラルに関する指導者養成のための研修会を実施し、指導法の改善・充実を図るとともに、学校における児童生徒の状況に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

⑤ よりよい学級集団づくりのための取組

児童生徒を対象にアンケート等を実施し、よりよい学級集団をつくるための客観的なデータとして活用する。また、よりよい活用の仕方を探るための講演会や研修会を実施する。

⑥ 児童生徒の自己肯定感を高めるための地域との連携

地域や外部の人材の協力を得ながら、体験的な活動を通じて自己肯定感を高めるとともに、規範意識を醸成し、成長意欲の伸長に努める。

⑦ 就学前の取組

就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。

(4) いじめの早期発見・早期対応

① 相談体制の拡充

ア スクールカウンセラーの全校配置

すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、すべての児童生徒が心理等の専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備することにより、学校における相談機能を高める。

イ スクールソーシャルワーカーの配置

青少年支援センターに、心理、福祉等の専門的知見を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携した対応を行うことにより、学校におけるいじめ問題の解決を支援する。

ウ 青少年支援センターに相談窓口を設置

青少年支援センターの相談窓口を活用し、深刻な事態に至る前に迅速かつ的確に対応する。

エ 相談窓口の連携機能の充実

教育委員会内に相談窓口を設置。また、県が設置する学校いじめホットライ

ン及び心のテレホン（３６５日２４時間対応）の電話相談窓口や、警察が設置する少年サポートセンターにおけるヤングテレホンや精神保健福祉センターの佐賀こころの電話等関係機関の相談窓口も広く知らせるとともに、いじめの早期発見・早期対応のため、関係機関と連携を図る。

② 実態把握の改善

ア 秘匿性を高めたアンケート調査の実施

県教育委員会が実施する年２回のアンケートとともに、各学校において学期１回以上のアンケートを実施（ＩＣＴを活用して配布・提出も可能）し、いじめのさらなる顕在化を図る。

イ ネット上への書き込み等の実態把握

県と連携し、情報をもらいながらネットパトロールを実施する。また、民間団体及び事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、不適切な書き込みについてサーバー管理者へ削除を依頼するなど、早期発見及び早期対応を図る。

③ いじめに対する措置への指導・支援

各学校は、法第２３条第２項の規定により、把握したいじめ及びいじめと疑われるものについて、教育委員会へ速やかに報告し、報告を受けた教育委員会は、いじめの状況及び解決へ向けた学校の取組状況等必要に応じ、対応の在り方等について指導・支援を行う。

(5) いじめの再発防止

① 「いじめの解消」の周知徹底

県教育委員会が定義している「いじめの解消」について、各学校への周知及び取組の徹底を図る。

※ 「いじめの解消」とは、認知したいじめについて、被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、３ヶ月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態

② いじめからの立直り支援

被害児童生徒がいじめから立ち直ることができるよう、各学校が当該児童生徒の状況に応じ、適応指導教室等の関係機関と積極的に連携した取組を行うよう、指導・助言を行う。また、加害児童生徒についても、当該児童生徒がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて警察が実施する立直り支援活動等と積極的に連携した取組を行うよう、指導・助言を行う。

(6) いじめ問題における学校評価の活用

いじめの有無や発生件数などの結果のみを評価するのではなく、児童生徒に対する日頃の理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な取組、いじめの再発防止等、いじめ問題への適切な対処につながる学校評価を行うよう、指導・助言を行

う。

2 警察との連携

市は、次に掲げる警察の取組等について連携に努める。

(1) 少年相談活動の体制整備等

警察は、いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整備するため、少年サポートセンターの整備等を引き続き推進するとともに、市は警察の相談窓口についての周知徹底を図る。

(2) スクールサポーターの派遣

警察は、学校等の要請に基づきスクールサポーターを学校に派遣し、校内巡視や児童生徒への声かけ等によるいじめに関する情報収集やいじめ事案への対応についての助言を行うなど、学校におけるいじめの防止等の取組を支援する。

(3) 被害児童生徒の保護対策

警察は、いじめ事案に関する対応等を通じて得られた資料等を、学校等が行ういじめの防止等の対策に提供することにより、いじめ被害の拡大防止及び被害児童生徒の保護のための対策の充実を図る。

(4) 唐津市学校・警察相互連絡制度

教育委員会と唐津警察署の協定に基づき、いじめ事案について積極的に情報交換を行い、学校におけるいじめの防止等の取組を支援する。

(5) 教育委員会と学校・警察による連絡会

いじめ問題をはじめとする少年問題について、教育委員会と各学校及び唐津警察署による意見交換会を定期的を開催し、連携・協力を推進する。

3 家庭・地域の取組への支援

市は、より多くの大人が一人でも多くの児童生徒の悩みや相談を受け止め、いじめの防止等につなげられるよう、次に掲げる取組を行うことにより、家庭・地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口等の周知

児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、青少年支援センターにおける相談事業や、県が実施する学校いじめホットラインや心のテレホン（365日24時間対応）など相談窓口や教育センターにおける相談事業等の周知を図る。

(2) 情報モラルの啓発

児童生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなどの必要な啓発活動を実施する。また、各学校で保護者に向けた携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用に関する講演会を実施し、情報モラルの啓発活動に努める。

(3) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発

全家庭へのいじめ対応マニュアルの配布や、いじめに関する講演会等を実施し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性など、い

じめ問題の理解を深めるための保護者・地域への広報啓発活動に努める。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校運営協議会、地域の青少年育成団体、放課後児童クラブ、放課後子供教室など、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制づくりを促す。

(5) 地域における子育て支援の充実

唐津市次世代育成支援地域行動計画に基づき、地域における子育て支援の充実を図る。

(6) 家庭・地域の学校運営への参画

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入、学校評議員や地域学校協働本部等の整備により、学校・家庭・地域が課題を共有し、当事者意識のもと、地域ぐるみでいじめ問題に取り組む仕組みづくりを促す。

4 県教育委員会との連携及び取組

教育委員会は、県教育委員会との積極的な連携を図り、市全体のいじめの防止等のための取組のさらなる充実に努める。

IV 重大事態への対処

1 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生及び調査

① 重大事態の報告

各学校において重大事態が発生した場合又は被害児童生徒や保護者等から重大事態の申立てがあった場合は、学校は直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は市長に報告する。その後、西部教育事務所及び西部教育事務所北部支所にも所定の様式で報告する。

【参考】重大事態の要件（法第28条第1項第1号及び第2号）

- いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（第1号）
- いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（第2号）
- ※ 疑いの段階でも、重大事態となることに留意すること。

② 調査の趣旨

重大事態の調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものとする。

③ 調査主体

各学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

この場合、学校主体の調査では十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

④ 調査の実施

各学校において重大事態又は重大事態となる可能性がある事案が発生した場合は、教育委員会は、対策本部を設置し、必要に応じて開催する。

対策本部による事実確認を行った後、教育委員会は対策委員会に諮問し、対策委員会が調査を行うものとする。調査を開始した時点で、西部教育事務所及び西部教育事務所北部支所に所定の様式で報告する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査主体は、調査に際しては、重大事態に至る要因となったいじめについて、児童生徒の人間関係や学校の対応も含めた事実関係を、漏らすことなく客観的に明らかにする。

この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、調査をする際には、いじめられた児童生徒や保護者の置かれた状況を配慮した上で、その事情や心情を十分に聴取するよう留意するものとする。

特に、児童生徒が自殺をした場合の調査は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策に資する観点から、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うものとする。

また、情報発信・報道対応については、児童生徒のプライバシーに配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行うものとする。

いじめの重大事態の調査については、平成29年3月に文部科学省が示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえることとする。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、次に掲げる事項に留意して、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ・ いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
 - ・ 質問紙による調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- また、調査経過の報告など、適時・適切な方法で情報の提供を行う。
- なお、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告等

調査を実施した対策委員会は、調査結果を教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は、速やかに市長に報告する。その後、西部教育事務所及び西部教育事務所北部支所に所定の様式で報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の意見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、重大事態に係る調査結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。その際、西部教育事務所及び西部教育事務所北部支所に所定の様式で報告する。

再調査を行うに当たっては、市長部局内に必要に応じて調査する組織を置き、いじめ問題に対して、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する第三者から意見等を聴取するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、市長は、教育委員会又は学校による調査同様、再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査結果等を説明する。

4 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。その後、西部教育事務所及び西部教育事務所北部支所に重大事態調査報告書を提出する。

V 施策等の点検・評価及び基本方針の見直し

1 施策等の点検・評価

市は、いじめの防止等に係る対策を効果的かつ着実に実施していくために、取組状況を客観的に点検・評価等するためのPDCAサイクルを確立し、施策や取組状況について、点検・評価を行う。

2 基本方針の見直し

市は、唐津市基本方針の策定から3年の経過を目途とし、点検・評価の結果を踏まえ、法の施行状況、国基本方針、県基本方針の動向等を勘案し、必要に応じて唐津市基本方針の見直しを行う。

唐津市立〇〇〇学校いじめ防止基本方針：骨子イメージ

1 策定の意義

- ・学校基本方針を策定する意義、考え方等を記載する

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・いじめの定義、いじめの防止等、基本的な考え方を記載する

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

- ・いじめの未然防止、いじめ発生時の対応に関する校内の役割分担や組織について記載する

4 いじめの未然防止の取組

- ・いじめの未然防止につながる教育活動や日常の指導体制等を記載する

5 いじめの早期発見の取組

- ・早期発見のための定期的な調査（アンケート調査）、学校の相談窓口、相談体制その他の学校の早期発見の取組等を記載する

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

(2) 重大事態への対応

- ・いじめの覚知から認知、被害児童生徒や加害児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関との連携等いじめが発生したときから解消するまでの対応を記載する

7 いじめの再発防止の取組

- ・いじめの再発防止のための取組等を記載する

8 職員研修

- ・校内研修等について記載する

9 取組体制の点検及び評価について

- ・いじめ問題に関する点検項目、学校評価の活用等について記載する